

NAFTA(1994年発効)における仲裁付託案件件数

被提訴国		件数(※) (投資家の国籍)		投資家勝訴 (投資家の国籍)		投資家敗訴 (投資家の国籍)		和解 (投資家の国籍)		請求撤回 (投資家の国籍)		係属中/ 仲裁停止中/ 状況未公開 (投資家の国籍)	
米国		16件	(カナダ15件 メキシコ1件)	0件		10件	(全てカナダ)	0件		3件	(カナダ2件 メキシコ1件)	3件	(全てカナダ)
カナダ		35件	(米国34件 メキシコ1件)	2件	(全て米国)	5件	(全て米国)	4件	(全て米国)	18件	(全て米国)	6件	(米国5件 メキシコ1件)
メキシコ		20件	(米国19件 カナダ1件)	5件	(全て米国)	7件	(米国6件 カナダ1件)	0件		8件	(全て米国)	0件	

※件数、内訳に関してはNAFTA各國政府のホームページで公表されているデータ(2015年1月現在)による。

※上記のうち、米国企業が訴えを提起した件数は53件で、そのうち係争中のものを除いた27件のうち、米国企業が勝訴した

件数は7件(勝率約26%)になる。

TPP協定における国家間の紛争解決手続

1. 紛争解決手続の仕組み

- パネルは3名*で構成される。(第28.9条)

*選出方法：申立国、被申立国がそれぞれ1名を任命。その上で原則として紛争当事国が合意により議長を任命する。
議長は、紛争当事国又は第三国として参加している締約国の国民であつてはならない。

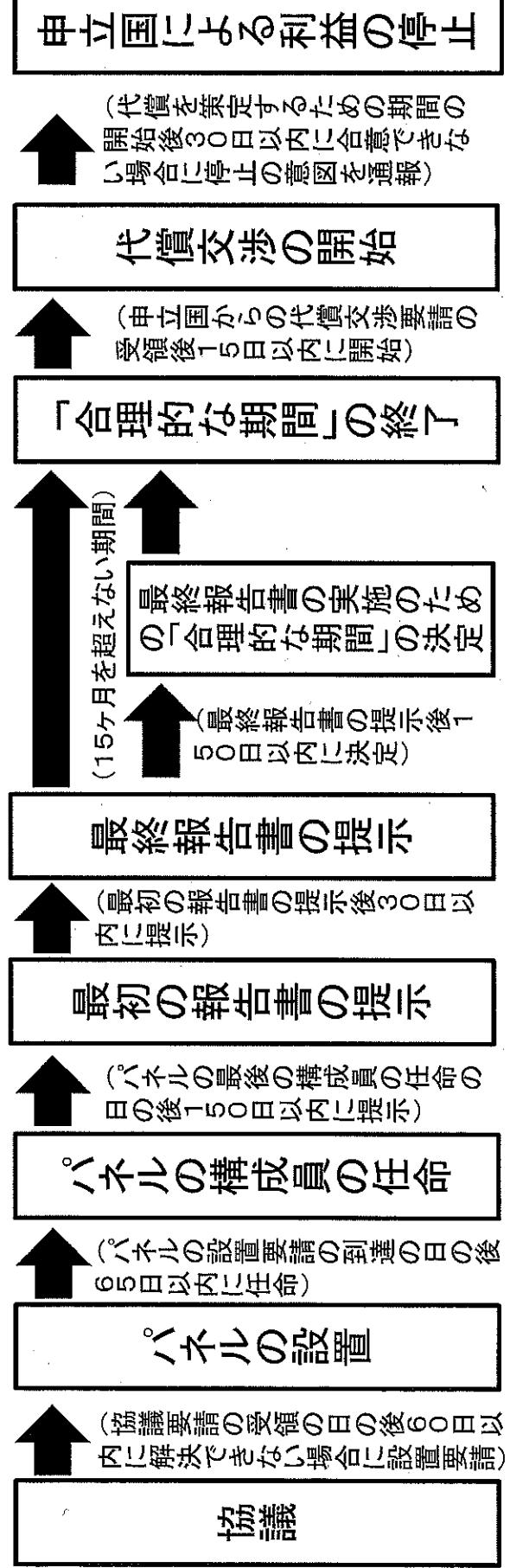
- 別段の合意がない限り、パネルの審理は、被申立国^の首都で行なわれ、公開される。(第28.13条)

- 最終報告書でパネルが義務の違反等を決定する場合には、被申立国はその違反等を除去する義務を負う。(第28.19条)

- 被申立国が違反等を除去しない場合、申立国は、代償交渉の後、利益を停止することができる。(第28.20条)

(注)競争政策章(第16.9条)、協力及び能力開発章(第21.6条)、競争力及びビジネスの円滑化章(第22.5条)、開発章(第23.9条)、中小企業章(第24.3条)、規制の整合性章(第25.11条)については、章全体に紛争解決章が適用されない。また、この他の適用を制限する規定等は別紙のとおり。

2. 紛争解決手続の流れ



(別紙)

内国民待遇及び物品の市場アクセス章

○附属書2-D 付録D-1(自動車の貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の付録)

第一条

(前略)

6 付録締約国以外のいずれの締約国も、この付録の規定の下で生ずる問題について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならず、また、この協定の下で生ずる問題について、第七条の規定による紛争解決を求めてはならない。いずれの付録締約国も、第六条から第八条までの規定の下で生ずる問題に関する第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害について、同章の規定による紛争解決を求めてはならない。

(後略)

第七条

(前略)

2 付録締約国は、第二十八・三条（適用範囲）に定める問題であつて自動車に関するものにつき、第二十八・四条（場の選択）、第二十八・五条（協議）、第二十八・六条（あっせん、調停及び仲介）、第二十八・七条（パネルの設置）、第二十八・八条（付託事項）、第二十八・九条（パネルの構成）、第二十八・十条（パネルの構成員の資格）、第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）、第二十八・十二条（パネルの任務）、第二十八・十三条（パネルの手続規則）、第二十八・十四条（第三国の参加）、第二十八・十五条（専門家の役割）、第二十八・十六条（手続の停止又は終了）、第二十八・十七条（最初の報告書）、第二十八・十八条（最終報告書）、第二十八・十九条（最終報告書の実施）、第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））及び第二十八・二十一条（履行状況の審査）に定める手続に代えて、この条に規定する紛争解決手続を開始することができる（注）。

注 いづれの付録締約国も、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない問題について、この条の規定による紛争解決を求めてはならない。

(後略)

(概要は以下のとおり。)

- ・ TPP協定一般の紛争解決手続と比較して加速する（協議開始、パネル設置、パネルによる報告書発出までの期間等）。

- ・自動車に関する協定違反について、TPP協定一般の紛争解決手続と比較して強化された対抗措置を導入する。
米国は、関税削減開始後の我が国による協定違反に対しては、一定期間の最惠国待遇（MFN）関税率への引上げ（スナップバック）ののち、違反の程度に応じて算出される規模の対抗措置を行うことが可能であり、また、関税削減前の我が国による協定違反に対しては、関税削減時期を延期（後倒し）することができる。自動車関税が0%の我が国は、米国による協定違反に対し、米国の対抗措置に相当する規模で自動車以外の有税品目の関税を引き上げることにより、対抗措置を行うことができる。
- ・特別な加速された紛争解決手続の適用期間は、日米両国についてTPP協定の効力が生じた後2年目の1月1日から米国による自動車関税の撤廃後5年経過時までとする。

○附属書2-D 付録D-2(自動車の貿易に関する日本国とカナダとの間の付録

第一条

(前略)

- 2 付録締約国以外のいずれの締約国も、この付録の規定の下で生ずる問題について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならず、また、この協定の下で生ずる問題について、第四条の規定による紛争解決を求めてはならない。いずれの付録締約国も、第三条又は第四条の規定の下で生ずる問題に関する第二十八・三条（適用範囲）1(c)の規定の意味における無効化又は侵害について、同章の規定による紛争解決を求めてはならない。

(後略)

第四条

(前略)

- 2 付録締約国は、第二十八・三条（適用範囲）に定める問題であって自動車に関するものにつき、第二十八・四条（場の選択）、第二十八・五条（協議）、第二十八・六条（あっせん、調停及び仲介）、第二十八・七条（パネルの設置）、第二十八・八条（付託事項）、第二十八・九条（パネルの構成）、第二十八・十条（パネルの構成員の資格）、第二十八・十一条（パネルの議長の登録簿及び締約国別の名簿）、第二十八・十二条（パネルの任務）、第二十八・十三条（パネルの手続規則）、第二十八・十四条（第三国の参加）、第二十八・十五条（専門家の役割）、第二十八・十六条（手続の停止又は終了）、第二十八・十七条（最初の報告書）、第二十八・十八条（最終報告書）、第二十八・十九条（最終報告書の実施）、第二十八・二十条（未実施（代

償及び利益の停止)) 及び第二十八・二十一条（履行状況の審査）に定める手続に代えて、この条に規定する紛争解決手続を開始することができる（注）。

注 いづれの付録締約国も、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない問題について、この条の規定による紛争解決を求めてはならない。

（後略）

（概要は以下のとおり。）

- ・ TPP協定一般の紛争解決手続と比較して加速する（協議開始、パネル設置、パネルによる報告書発出までの期間等）。
- ・ 自動車に関する協定違反について、TPP協定一般の紛争解決手續と比較して強化された対抗措置を導入する。カナダは、関税削減開始後の我が国による協定違反に対しては、一定期間の最惠国待遇（MFN）関税率への引上げ（スナップバック）等を行うことが可能である。自動車関税が0%の我が国は、カナダによる協定違反に対し、カナダの対抗措置に相当する規模で自動車以外の有税品目の関税を引き上げることにより、対抗措置を行うことができる。
- ・ 特別な加速された紛争解決手續（スナップバックを除く。）の適用期限はなし。スナップバックの適用期間は、TPP協定の効力が生じた後10年間とする。

衛生植物検疫措置章

第七・十八条 紛争解決

- 1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、第二十八章（紛争解決）の規定は、次の規定に従い、この章の規定について適用する。
 - (a) 第七・八条（措置の同等）、第七・十条（監査）及び第七・十一条（輸入検査）の規定に関し、第二十八章（紛争解決）の規定は、この協定が被要請国について効力を生ずる日の一年後の日から適用する。
 - (b) 第七・九条（科学及び危険性の分析）の規定に関し、第二十八章（紛争解決）の規定は、この協定が被要請国について効力を生ずる日の二年後の日から適用する。
- 2 パネルは、科学的又は技術的な事項を含むこの章の規定に基づく紛争において、当該パネルが当該紛争に関与する締約国と協議の上選定した専門家からの助言を求めるべきである。このため、当該パネルは、適當と認めるときは、いづれかの紛争当事国の要請により又は自己の發意に基づいて、技術専門家諮問部会を設置し、又は関連する国際基準設定機関と協議することができる。

貿易の技術的障害章

第八・四条 貿易の技術的障害に関する協定の特定の規定の組込み

1 貿易の技術的障害に関する協定の次の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

- (a) 2.1、2.2、2.4、2.5、2.9、2.10、2.11 及び 2.12 の規定
- (b) 5.1、5.2、5.3、5.4、5.6、5.7、5.8 及び 5.9 の規定
- (c) 附屬書三D、E 及び F

2 いずれの締約国も、1の規定により組み込まれた貿易の技術的障害に関する協定の規定に関する違反を申し立てるのみの紛争について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

投資章

○附屬書九一H

- 1 外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する法律（千九百七十五年）、外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する規則（千九百八十九年）、金融部門（株式保有）に関する法律（千九百九十八年）及びオーストラリア連邦財務大臣又はそれに代わって活動する閣僚による関連する閣僚声明から成るオーストラリアの外国投資政策に基づく決定であって、外国投資の提案の承認の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。
- 2 カナダ投資法（千九百八十五年の法令集第二十八章第一補遺）の規定に基づく審査の後のカナダによる決定であって、審査の対象となる投資の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。
- 3 附屬書Iのメキシコの表の留保事項三の規定に基づく審査の後の国家外国投資委員会による決定であって、審査の対象となる取得の可否に関するものは、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。
- 4 ニュージーランドの海外投資法（二千五年）の規定に基づく事前の同意を必要とする海外投資取引に同意を与える旨又は同意を与えることを拒否する旨の同法律に基づく決定は、第B節（投資家と国との間の紛争解決）又は第二十八章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

金融サービス章

第十一・二十一条 紛争解決

- 1 第二十八章（紛争解決）の規定は、この条の規定により修正された上で、この章の規定の下で生ずる紛争の解決について適用する。

- 2 第二十八・九条（パネルの構成）の規定は、締約国がこの章の規定の下で紛争が生ずると主張する場合について適用する。ただし、次のことを要件とする。
- (a) 紛争当事者が合意する場合には、パネルの各構成員が、3に定める要件を満たすこと。
- (b) その他の場合には、次のとおりとすること。
- (i) 各紛争当事国は、3に定める要件又は第二十八・十条（パネルの構成員の資格）1に定める要件を満たすパネルの構成員を選定する。
- (ii) 被申立国が第十一・十一条（例外）の規定を援用する場合には、パネルの議長は、紛争当事国が別段の合意をする場合を除くほか、3に定める要件を満たすものとする。
- 3 この章の規定の下で生ずる紛争に関するパネルの構成員は、第二十八・十条（パネルの構成員の資格）1(b)から(d)までに定める要件に加え、金融サービスに関する法令又は実務（金融機関に関する規制を含む。）についての専門知識又は経験を有するものとする。
- 4 締約国は、第十一・十一条（例外）の規定が請求に対する抗弁として妥当であるかどうか及びどの程度妥当であるかについて検討するため、第二十八・五条（協議）の規定に基づく協議を要請することなく、次条（金融サービスにおける投資紛争）2(c)の規定に基づくパネルの設置を要請することができる。当該パネルは、最後のパネルの構成員が任命された後百五十日以内に、第二十八・十七条（最初の報告書）の規定による最初の報告書を提示するよう努める。
- 5 締約国が金融サービス分野における利益を停止しようとする場合には、第二十八・二十条（未実施（代償及び利益の停止））5の規定に基づく利益の停止の提案に係る決定を行うために再招集されたパネルは、必要に応じて金融サービスに係る専門家の意見を求める。

ビジネス関係者の一時的入国章

第十二・十条 紛争解決

- 1 いざれの締約国も、一時的な入国の拒否について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。ただし、次の要件が満たされる場合は、この限りでない。
- (a) 一時的な入国が拒否された事案に一定の類型があること。
- (b) 影響を受けたビジネス関係者がその事案につき全ての利用可能な行政上の救済措置を尽くしたこと。
- 2 1(b)に規定する救済措置は、他の締約国によるその事案に関する最終的な決定が、当該救済措置の手続（審査又は上訴のためのあらゆる手続を含む。）が開始された日の後合理的な期間内に行われず、かつ、当該決定が行われないことが関係す

るビジネス関係者に起因する遅延によるものでない場合には、尽くされたものとみなす。

電子商取引章

第十四・十八条 紛争解決

- 1 マレーシアは、現行の措置については、この協定が同国について効力を生ずる日の後二年間、第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）及び第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）の規定に基づく同国の義務に関し、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決の対象としない。
- 2 ベトナムは、現行の措置については、この協定が同国について効力を生ずる日の後二年間、第十四・四条（デジタル・プロダクトの無差別待遇）、第十四・十一条（情報の電子的手段による国境を越える移転）及び第十四・十三条（コンピュータ関連設備の設置）の規定に基づく同国の義務に関し、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決の対象としない。

政府調達章（附属書15-A）

○政府調達の適用範囲（対象期間等）を定めるマレーシア及びベトナムの表

マレーシア及びベトナムは、それぞれの国について協定が効力を生じた後五年間は、第二十八章（紛争解決）の義務に従わない。

国有企業及び指定独占企業章

第十七・二条 適用範囲（注）

- 5 この章の規定は、締約国のソブリン・ウェルス・ファンドについては、適用しない（注）。ただし、次の場合は、この限りでない。
注 マレーシアについては、国有企業改革に係る法令が整備中であることに照らして、この協定が同国について効力を生じた後二年間、カザナ・ナショナル社が所有し、又は支配している企業に関しては、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決の対象としない。

知的財産章（附属書18-A）

第十八・八十三条 最終規定

1～3 略

- 4 締約国は、経過期間の対象となる義務に関し、この協定が自国について効力を生ずる日に開始する次に定める該当する期間の満了までに、この章の規定に基づく自國の義務を完全に履行する。

- (a) ~ (e) 略
- (f) ベトナムに関し、
- (i) ~ (ix) 略
- (x) 第十八・五十条（開示されていない試験データその他のデータの保護）の規定については、十年（注2、注3）
- (xi) 第十八・五十一条（生物製剤）の規定については、十年（注2、注3）
- (xii) ~ (xxvi) 略

注1 略

注2 医薬品についての第十八・五十条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第十八・五十一条（生物製剤）の規定の実施に係る経過期間については、次のとおりとする。

(A) 締約国は、二年を限度とする経過期間の一回の延長についてのベトナムの正当な要請を考慮する。同国の要請には、延長の理由を含める。同国は、委員会が当該要請の受領から六十日以内に別段の決定を行わない限り、この注2の規定に基づいて要請を行ったときに当該一回の延長を利用することができる。同国は、二年を限度とする延長された経過期間が満了する日までに、第十八・五十条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第十八・五十一条（生物製剤）の規定に基づく自国の義務を履行するためにとった措置について委員会に対して書面により報告書を提出する。

(B) 略

(C) (A)に定める延長期間の終了の後三年間におけるベトナムによる第十八・五十条（開示されていない試験データその他のデータの保護）及び第十八・五十一条（生物製剤）の規定の実施は、第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決の対象とならない。

注3 略

附属書十八-A 第十八・七条（国際協定）2の附属書

1 ニュージーランドは、第十八・七条（国際協定）2に規定する義務にかかわらず及びこの附属書の2から4までの規定に従うことを条件として、次のいずれかのことを行う。

- (a) この協定がニュージーランドについて効力を生ずる日から三年以内に、千九百九十年のUPOV条約に加入すること。
- (b) この協定がニュージーランドについて効力を生ずる日から三年以内に、千九百九十年のUPOV条約を実施する植物の品種に関する権利についての特別の制度を採用すること。

- 2 1の規定は、ニュージーランドが、ワイタンギ条約に基づく自国の義務の履行に当たり、原産の植物の品種を保護するために必要であると認める措置を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的又は不当な差別の手段として用いられないことを条件とする。
- 3 2に規定する措置と1に規定する義務との整合性は、この協定の紛争解決に関する規定の対象とならない。
- 4 ワイタンギ条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）は、この協定の紛争解決に関する規定の対象とならない。第二十八章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この附属書について適用する。第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って設置されるパネルに対しては、2に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができる。

労働章

第十九・十五条 労働協議

(前略)

2 締約国は、他の締約国の連絡部局に対して書面による要請を送付することにより、この章の規定の下で生ずる問題に関する当該他の締約国（以下この条において「被要請国」という。）との労働協議をいつでも要請することができる。当該締約国（以下この条において「要請国」という。）は、被要請国が回答することができるよう具体的かつ十分な情報（問題となっている事項の特定及びこの章の規定に基づく要請の法的根拠の記載を含む。）を含める。要請国は、他の締約国に対し、それぞれの連絡部局を通じて当該要請を送付する。

(中略)

1 2 協議国が2の規定に基づく要請の受領の日の後六十日以内に問題を解決することができなかった場合には、要請国は、第二十八・七条（パネルの設置）の規定に基づくパネルの設置を要請することができるものとし、その後は、第二十八章（紛争解決）に定めるところにより、同章の他の規定を利用することができるものとする。

1 3 いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる問題について、あらかじめこの条の規定によって当該問題の解決を求めることなく、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を利用することはならない。

(後略)

環境章

第二十・二十三条 紛争解決

- 1 協議国が、第二十・二十条（環境に関する協議）、第二十・二十一条（上級の代表者による協議）及び前条（閣僚による協議）の規定により第二十・二十条の規定に基づく要請の受領の日の後六十日以内又は協議国が合意する他の期間内に問題を解決することができなかった場合には、要請国は、第二十八・五条（協議）の規定に基づく協議又は第二十八・七条（パネルの設置）の規定に基づくパネルの設置を要請することができる。
- 2 第二十八・十五条（専門家の役割）の規定にかかわらず、第二十八章（紛争解決）の規定に従って招集されるパネルは、第二十・十七条（保存及び貿易）2の規定の下で生ずる紛争について次のことを行う。
 - (a) 適当な場合にはCITESの下で特定の問題に対処する権限を与えられた機関から技術的な助言又は支援を求めるここと及びこれによって得られた当該技術的な助言又は支援に対する意見を述べるための機会を協議国に与えること。
 - (b) 第二十八・十七条（最初の報告書）4の規定に基づく認定及び決定を行うに当たり、問題の性質及び状況に照らして適当な範囲で、の規定に基づいて得られた当該問題に関する解釈上の指針に対して妥当な考慮を払うこと。
- 3 第二十・三条（一般的な約束）4又は6の規定の下で生ずる問題についてこの協定による紛争解決を開始する締約国は、その開始の前に、紛争の対象となる環境法令と実質的に同等な範囲の環境法令を自国が維持しているかどうかを考慮する。
- 4 締約国が第二十・三条（一般的な約束）4又は6の規定の下で生ずる問題について第二十・二十条（環境に関する協議）の規定に基づき被要請国との協議を要請する場合において、紛争の対象となる環境法令と実質的に同等な範囲の環境法令を要請国が維持していないと被要請国が認めるときは、協議国は、当該協議においてこの事項について討議する。

透明性・腐敗防止章

第二十六・十二条 紛争解決

- 1 第二十八章（紛争解決）の規定は、この節の規定については、この条の規定によって修正して適用する。
- 2 締約国は、他の締約国の措置がこの節の規定に基づく義務に適合しないと認める場合又は他の締約国がこの節の規定に基づく義務を履行しなかったと認める場合において、締約国間の貿易又は投資に影響が及んでいると認めるときに限り、この条及び第二十八章（紛争解決）に規定する手続を利用することができる。
- 3 いずれの締約国も、第二十六・九条（腐敗行為の防止に関する法令の適用及び執行）の規定の下で生ずる事項について、この条又は第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

- 4 第二十八・五条（協議）の規定は、次のとおり修正した上で、この節の規定に関する協議について適用する。
- (a) 協議国以外の締約国は、自国の貿易又は投資が問題となっている事項によって影響を受けていると認める場合には、協議に参加することを当該協議の要請が送付された日の後七日以内に当該協議国に対して書面により要請することができる。当該締約国は、その要請に自国の貿易又は投資が当該問題となっている事項によってどのように影響を受けているかについての説明を含める。当該締約国は、当該協議国が合意する場合には、協議に参加することができる。
- (b) 協議国は、当該協議において、腐敗行為の防止に係る当該協議国の関連する当局の職員を関与させる。
- 5 協議国は、問題について相互に満足すべき解決（適当な協力活動又は作業計画を含めることができる。）を得るようあらゆる努力を払う。

○附属書2.6-A（医薬品及び医療機器に関する等衛生及び手続の公正な実施）

第六条 紛争解決の不適用

いずれの締約国も、この附屬書の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

紛争解決章

第二十八・三条 適用範囲

1 この章の紛争解決に関する規定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次の(a)の事項又は(b)若しくは(c)の場合について適用する。

(a) 及び (b) 略

(c) 締約国が、第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）、第三章（原産地規則及び原産地手続）、第四章（繊維及び繊維製品）、第五章（税関当局及び貿易円滑化）、第八章（貿易の技術的障害）、第十章（国境を越えるサービスの貿易）又は第十五章（政府調達）の規定に基づいて自国に与えられることを当然に予想していた利益がこの協定に反しない他の締約国の措置の適用の結果として無効にされ、又は侵害されていると認める場合

例外及び一般規定章

第二十九・六条 ワイタンギ条約

2 締約国は、ワイタンギ条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決に関する規定の対象とならないことに合意する。前章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第二十八・七条（パネルの設置）の規定に従って設置されるパネルに対しては、1に規定す

る措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうかのみ決定するよう要請することができる。

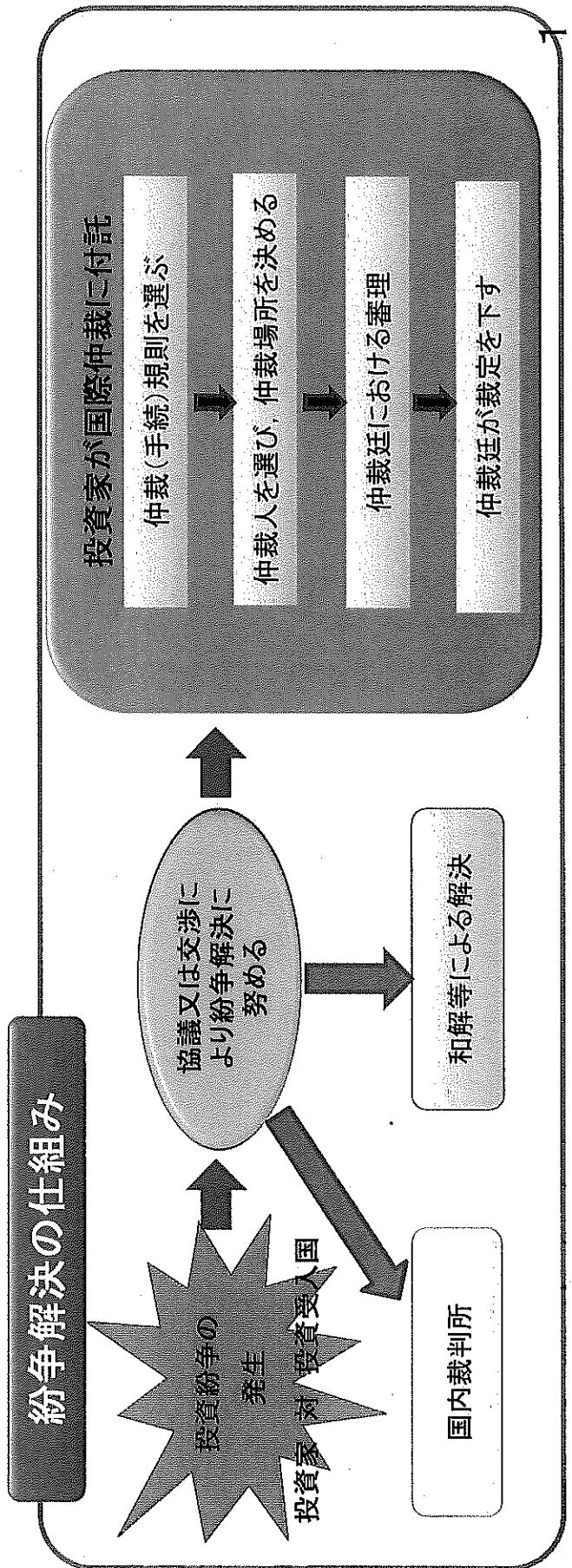
(了)

TPP協定における投資家と国との間の紛争解決（ISDS）手続

ISDSとは、「投資家と国との間の紛争解決（Investor-State Dispute Settlement）」の略称

- TPP協定投資章において規定される義務の違反について、投資家が国際仲裁を通じて解決するもの。
- 投資家は、投資受入国との間で紛争が起きた場合、投資受入国の司法手続により解決するか、又はISDS手続に基づく国際仲裁に付託するかを選択することができる。
- 仲裁廷は、投資受入国による協定等の違反及び投資家の損害を認めた場合、損害賠償の支払又は原状回復を命じる。
- ISDS手続は、日・フィリピンEPA及び日・豪EPAを除き、日本の締結済の全ての投資協定（24本）及び全ての投資章を含むEPA（9本）において規定されているもので、TPP協定で初めて採用される制度ではない。また、日本がISDS手続で提訴された例はない。

紛争解決の仕組み



(1) 仲裁(手続)規則

投資家は、国際仲裁に紛争を付託する場合、TPP協定が規定する複数の仲裁(手続)規則(3頁参照)の中から、当該仲裁で利用するものを選択する。

(2) 仲裁廷の構成

3名の仲裁人から成る。仲裁人は、紛争当事者である投資家と投資受入国とが各1名ずつ任命し、仲裁廷の長となる第3の仲裁人は、原則として、紛争当事者間の合意で任命される。

(3) 救済措置

投資受入国による協定等の違反により投資家に損害が生じたことを認定した場合、仲裁廷は、損害賠償又は原状回復のみを命じることができる。

(4) 仲裁人の行動規範

仲裁人の独立性と公平性を確保するために、仲裁人の行動規範の適用に関する指針等が作成され、仲裁人はこれに従うことが義務付けられる。

TPP協定において選択可能な仲裁規則①

TPP協定の投資章のISDS手続においては、投資家は、①投資紛争解決国際センター(ICSID)の仲裁規則、②国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則、③紛争当事者の合意による仲裁規則、のうちいずれかの仲裁規則を選択することができる。

投資紛争解決国際センター(ICSID)の仲裁規則

仲裁規則 ICSID条約(我が国は1967年に締結)及びICSIDの理事会(2016年3月現在で152か国のICSID条約締約国の代表からなり、一国一票の多数決で決定を行う。仲裁規則の採択の場合は三分の2の賛成が必要。)により採択されたICSIDの仲裁規則が適用される。

仲裁機関 ICSIDが仲裁機関となる。なお、ICSIDは世銀グループの国際機関であるが、ICSIDの理事会の意思決定に世界銀行が関わる機会はない。また、ICSIDの事務局も工程管理等の手続的な側面支援を行うのみであり、仲裁判断を作成することはない。

仲裁場所 当事者の合意により自由に仲裁手続が行われる場所を選ぶことが可能。合意がない場合には仲裁廷が決定する。たとえ米国で行うことになったとしても、米国政府や米国裁判所が仲裁裁判所に開廷したり、取り消したりすることはない。

TPP協定において選択可能な仲裁規則②

国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)の仲裁規則

仲裁規則 UNCITRALは、国際連合の常設委員会であり、UNCITRAL仲裁規則を作成している。同委員会は規則を作成するのみで、自ら仲裁は行わない。

仲裁機関 UNCITRAL仲裁規則を選択した場合、仲裁機関を利用しないで仲裁を行う場合と、別途当事者間で合意して仲裁機関に仲裁を管理してもらう場合の二通りがある。なお、UNCITRALは国連の常設委員会であるが、国連が仲裁判断に関与することはない。

仲裁場所 当事者の合意により自由に仲裁手続が行われる場所を選ぶことが可能。合意がない場合には仲裁廷が決定する。

紛争当事者の合意による仲裁規則

仲裁規則 紛争当事者の合意に基づき決定される仲裁機関で用いられている仲裁規則が適用される。

仲裁機関 紛争当事者の合意に基づき決定される。例えば、国際商事會議所(ICC)、ストックホルム商業會議所仲裁協会(SCC)等がある。いずれにせよ、仲裁機関の事務局は工程管理等の手続的な側面支援を行うのみであり、仲裁判断の起案には加わらない。

仲裁場所 当事者の合意により自由に仲裁手続が行われる場所を選ぶことが可能。合意がない場合には仲裁廷が決定する。

NAFTA(1994年発効)における仲裁付託案件

被提訴国	件数(※) (投資家の国籍)	内訳		仲裁付託前/ 係属中/ 仲裁未成立/ 手續停止中/ 状況未公開 (投資家の国籍)	請求撤回 (投資家の国籍)
		投資家敗訴 (投資家の国籍)	和解 (投資家の国籍)		
米国	17件 (カナダ16件、 メキシコ1件)	0件 (全てカナダ)	10件 (全てカナダ)	0件	4件 (カナダ3件、 メキシコ1件)
カナダ	38件 (米国37件、 メキシコ1件)	3件 (全て米国)	5件 (全て米国)	4件 (全て米国)	19件 (全て米国)
メキシコ	14件 (米国13件、 カナダ1件)	5件 (全て米国)	8件 (米国7件、 カナダ1件)	0件	1件 (米国)
					N/A

※件数、内訳に關してはNAFTA各國政府のホームページで公表されているデータ(2016年3月現在)による。
 ※上記のうち、米国企業が訴えを提起した件数は66件で、そのうち係争中のものは30件のうち、米国企業が勝訴した件数は8件(勝率約27%)になる。

NAFTA投資仲裁の事例

平成28年3月
外務省

【主な出典】米国務省ホームページ(<http://www.state.gov/s/l/c3741.htm>)

カナダ国際貿易省ホームページ(<http://www.international.gc.ca/trade-agreements-accords-commerciaux/topics-domaines/comercio-exterior-solutions-de-controversias?state=published>)

メキシコ経済省ホームページ(<http://www.economia.gob.mx/se/acciones-y-programas/comercio-exterior-solucion-de-controversias?state=published>)
(注) NAFTAにおける仲裁廷は、3名の仲裁人から成る。仲裁人は、紛争当事者である投資家と投資受入国とが各1名ずつ任命し、仲裁廷の長となる第3の仲裁人は、原則として、紛争当事者間で任命される。なお、肩書きは原則として現時点のもの。

投資家対米国

	事件名	紛争解決手続の開始	投資家の国籍	投資の種類(投資家の業種)	賠償請求額	進行状況	仲裁判断	仲裁人(国籍)(肩書き)(注)
1	The Loewen Group, Inc. & Raymond L. Loewen 対 米国	1998年	カナダ	葬儀場経営	7億2500万米ドル	2003年 6月26日	仲裁判断 請求棄却	•Anthony Mason (長) (豪国籍) •Abner J. Mikva (米国籍) •ロンビア特別区米国高等裁判所裁判長 •Michael J. Mustill (英國籍) 常任上訴貴族
2	Methanex Corp. 対 米国	1999年	カナダ	ガソリン添加物生産者	9億7000万米ドル	2005年 8月 3日	仲裁判断 請求棄却	•V.V. Veeder (長) (英國籍) •W. Michael Reisman (米国籍) •J. William F. Rowley (カナダ国籍) 元力ナダ法律事務所長
3	Mondev International Ltd. 対 米国	1999年	カナダ	商業不動産	5000万米ドル	2002年10月11日	仲裁判断 請求棄却	•Ninian Stephen (長) (豪国籍) •James Crawford (豪国籍) •J. William F. Rowley (カナダ国籍) •Stephen M. Schwebel (米国籍) 元国際司法裁判所長

4	ADF Group Inc. 対 米国	2000年	カナダ	道路事業	9000万米ドル	2003年 1月 9日	仲裁判断	請求棄却	<ul style="list-style-type: none"> Florentino P. Feliciano(長)(フィリピン国籍)(元フィリピン最高裁判事、元WTO上級委員) Armand de Mestral(カナダ国籍)(マギル大学法医学教授) Carolyn B. Lamkin(米国籍)(White&Case法律事務所パートナー)
5	Canfor Corporation 対 米国	2002年	カナダ	製材企業	2億5000万米ドル	請求取下†	N/A		<ul style="list-style-type: none"> Albert Jan van den Berg(長)(オランダ国籍)(ロッテルダム大学法医学教授) Davis R. Robinson(米国籍)(元LeBoeuf, Lamb, Greene & MacRae法律事務所シニア・パートナー) Armand L.C. de Mestral(カナダ国籍)(マギル大学法医学教授)
6	Kenex Ltd. 対 米国	2002年	カナダ	大麻(植物) 関連工業製品製造販売業	2000万米ドル	仲裁への請求付託が行われ ておらず、仲裁未成立	N/A	N/A	<ul style="list-style-type: none"> Michael K. Young(長)(米国籍)(Texas A&M 大学名誉教授) David D. Caron(英国籍)(キングス・カレッジ法医学教授) Kenneth D. Hubbard(米国籍)(開業弁護士)
7	Glamis Gold Ltd. 対 米国	2003年	カナダ	金鉱採掘事 業	5000万米ドル	2009年 6月 8日	仲裁判断	請求棄却	<ul style="list-style-type: none"> Albert Jan van den Berg(長)(オランダ国籍)(ロッテルダム大学法医学教授) Davis R. Robinson(米国籍)(元LeBoeuf, Lamb, Greene & MacRae法律事務所シニア・パートナー) Armand L.C. de Mestral(カナダ国籍)(マギル大学法医学教授)
8	Tembec Inc. 他 対 米国	2003年	カナダ	製材企業	2億米ドル	請求取下†	N/A		

9	Grand River Enterprises Six Nations, Ltd. 他 対 米国	2004年 カナダ	タバコ企業 3億1000万～6億 6400万米ドル	2011年1月12日 仲裁判断	請求棄却	<ul style="list-style-type: none"> Fali S. Nariman (長) (インド国籍) (インド最高裁判所のシニア弁護士, UNCITRAL諮詢会議のメンバーハー) James Anaya (米国籍) (アリゾナ大学法律学教授) John R. Crook (米国籍) (ジョージワシントン大学法律学教授) Albert Jan van den Berg (長) (オランダ国籍) (ロッテルダム大学法律学教授) Davis R. Robinson (米国籍) (元LeBoeuf, Lamb, Greene & MacRae法律事務所シニア・パートナー) Armand L.C. de Mestral (カナダ国籍) (マギル大学法律学部教授)
10	Terminal Forest Products Ltd. 対 米国	2004年 カナダ	製材企業 9000万米ドル	N/A 請求取下げ		<ul style="list-style-type: none"> Karl-Heinz Bäckstiegel (長) (ドイツ国籍) (ドイツ仲裁協会) James Bacchus (米国籍) (元WTO上級委員裁判長) Lucinda A. Low (米国籍) (Steptoe & Johnson法律事務所パートナー)
11	BSE懸念による国境閉鎖に 関する事件 (Theodoros de Boer 他 対 米国)	2005年 カナダ	牧畜	2億3500万米ドル	2008年1月28日 管轄判断	管轄権否定
12	Domtar Inc. 対 米国	2007年 カナダ	紙製品会社 2億米ドル	仲裁判への請求付託が行われ ておらず、仲裁未成立	N/A	
13	Apotex Inc. 対 米国	2008年 カナダ	製薬業 800万米ドル以上 (正確な請求額を 特定せず)	2013年6月14日 管轄判断	管轄権否定	<ul style="list-style-type: none"> Toby T Landau (長) (英國籍) (ストックホルム商工會議所仲裁機関役員) Fern M. Smith (米国籍) (元連邦地裁判事) Clifford M. Davidson (米国籍不明) (Davidson, Davidson & Kappel法律事務所、パートナー)

14	Apotex Inc. 対 米国	2009年	カナダ	製薬業	15億米ドル	2013年6月14日	管轄判断	管轄権否定	・V.V. Veeder(長)(英國籍)(開業弁護士) ・J. William Rowley(カナダ国籍)(McMillan法律事務所元代表) ・John R. Crook(米国籍)(ジョージワシントン大学法律学教授)
15	CANACAR 対 米国	2009年	メキシコ	トラック輸送 サービス	明記なし	仲裁への請求付託が行われておらず、仲裁未成立	N/A	N/A	・V.V. Veeder(長)(英國籍)(開業弁護士) ・J. William Rowley(カナダ国籍)(McMillan法律事務所元代表) ・John R. Crook(米国籍)(ジョージワシントン大学法律学教授)
16	Apotex Holdings Inc. and Apotex Inc. 対 米国	2012年	カナダ	製薬業	5億2000万米ドル	2014年8月25日	仲裁判断	請求棄却	・V.V. Veeder(長)(英國籍)(開業弁護士) ・J. William Rowley(カナダ国籍)(McMillan法律事務所元代表) ・John R. Crook(米国籍)(ジョージワシントン大学法律学教授)
17	TransCanada Corporation他 対 米国	2016年	カナダ	石油開発	150億米ドル	仲裁付託前			
投資家対カナダ									
1	Ethyl Corp 対 カナダ	1996年	米国	MMT-ガソリン添加物	2億100万米ドル	和解(カナダが投資家に約1300万米ドルを支払う)	N/A	N/A	・Karl-Heinz Böckstiegel(長)(ドイツ国籍)(独仲裁協会) ・Charles N. Brower(米国籍)(元国務省主任弁護士) ・Marc Lalonde(カナダ国籍)(Stikeman Elliott 法律事務所パートナー兼首席弁護士)
2	Sigma S.A. de C.V. 対 カナダ	1996年	メキシコ	製薬業	5000万加ドル	請求取下げ	N/A	N/A	
3	Pope & Talbot 社 対 カナダ	1998年	米国	針葉樹製材 工場	5億米ドル	2002年5月31日	仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約46万米ドル)	・John Ian Dervaird(長)(英国籍)(エディンバラ大学法律学教授) ・Benjamin J. Greenberg(カナダ国籍)(元ケベック高等裁判所判事) ・Murray J. Belman(米国籍)(弁護士)

4	S.D. Myers Inc. 対 カナダ	1998年	米国	PCB 廃棄物	5300万米ドル	2002年12月30日	仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約690 万米ドル)	J Martin Hunter(長)(英國籍) (ツティンガム・トレント大学教 授(国際紛争解決専門)) ·Bryan Schwartz(カナダ国籍) (マニトバ大学法律学教授) ·Edward Chiasson(カナダ国籍) (ブリティッシュコロンビア控訴裁 判所判事)
5	Sun Belt Water, Inc. 対 カ ナダ	1998年	米国	水供給事業	5000万加ドル		仲裁への請求付託が行われ ておらず、仲裁未成立	N/A	N/A
6	United Parcel Service of America Inc. (UPS) 対 カナ ダ	2000年	米国	郵便サービス	1億6000万米ドル	2007年5月24日	仲裁判断	請求棄却	Kenneth Keith(長)(ニューヨーク 州判事) ·Ronald A Cass(米国籍)(元ホ ストン大学ロースクール学長) ·L Yves Fortier(カナダ国籍) (弁護士(元国連大使))
7	Keitcham Investments, Inc. and Tysa Investments, Inc. 対 カナダ	2000年	米国	製材業	3000万加ドル		請求取下げ	N/A	N/A
8	Chemtura Corp 対 カナダ	2001年	米国	リンテン(農 薬の原料) 生産	約7860万米ドル	2010年8月2日	仲裁判断	請求棄却	Gabrielle Kaufmann-Kohler (長)(スイス国籍)(ジュネーブ 大学法律学教授) ·Charles N. Brower(米国籍) (元国务院主任弁護士) ·James R. Crawford(英国籍) (ケンブリッジ大学法律学教授)
9	Trammel Crow Company 対 カナダ	2001年	米国	不動産管理 業	3200万米ドル		請求取下げ	N/A	N/A
10	Albert Connolly 対 カナダ	2004年	米国	採掘業	明記なし		仲裁への請求付託が行われ ておらず、仲裁未成立	N/A	N/A
11	Contractual Obligation Productions, LLC, Charles Robert Underwood & Carl Padilino 対 カナダ	2004年	米国	映画制作	2000万米ドル		仲裁への請求付託が行われ ておらず、仲裁未成立	N/A	N/A
12	Peter Nikola Petic 対 カナ ダ	2005年	米国	会社経営	明記なし		請求取下げ	N/A	N/A

13	V. G. Gallo 対 カナダ	2006年	米国	非有害廃棄物の埋め立て	1億500万加ドル	2011年9月15日	管轄判断	管轄権否定	Juan Fernandez-Armesto (長) (スペイン国籍) (元コミリヤス大学教授) Jean-Gabriel Castel (国籍不明) (ヨーク大学才ズグッドホール・ロースクール名誉教授) Laurent Lévy (スイス及びブルジル国籍) (Lévy Kaufmann-Kohler法律事務所, ベトナム)
14	Merrill & Ring Forestry社 対 カナダ	2006年	米国	製材業	5000万加ドル	2010年3月31日	仲裁判断	請求棄却	Francisco Orrego Vicuña (長) (チリ国籍) (ハイデルベルグ大学法律学教授) Professor Kenneth W. Dam (米国国籍) (シカゴ大学ロースクール教授) J. William Rowley (カナダ国籍) (元McMillan法律事務所チエアマン)
15	GL Farms LLC and Carl Adams Great 対 カナダ	2006年	米国	乳製品輸出	7800万米ドル		仲裁未成立	N/A	N/A
16	Mobil Investments Canada Inc. and Murphy Oil Corporation 対 カナダ	2007年	米国	石油開発	6600万加ドル	2010年2月20日	仲裁判断	請求一部認容 (賠償金: 約1730万加ドル及び利子)	Hans van Houtte (長) (ベルギー国籍) (ルーヴェン大学法律学教授) Merit E. Janow (米国国籍) (コロンビア大学法律学教授) Philippe Sands (英・仏国籍) (ondonカレッジ大学法律学教授)
17	Gottlieb Investors Group 対 カナダ	2007年	米国	エネルギー	650万米ドル		仲裁への請求付託が行われておらず、仲裁未成立	N/A	N/A
18	Clayton/Bilcon 対 カナダ	2008年	米国	埠頭開発	1億100万米ドル		係属中	Bruno Simma (長) (ドイツ国籍) (元国際司法裁判所裁判官) Donald McRae (カナダ国籍) (元オタワ大学法律学慣習法学科長) Bryan Schwartz (カナダ国籍) (マニトバ大学法律学教授)	

19	Centurion Health Corporation 対 カナダ	2008年 米国	病院経営	1億6000万米ドル	2010年8月2日 (原告の保証金未払による。)	終了命令 仲裁手続の終了	<ul style="list-style-type: none"> Peter Tomka(長)(スロバキア国籍) Marjorie Florestal(米国籍) ・パシフィック大学法律学教授 Henri Alvarez(カナダ国籍) (Fasken Martineauパートナー弁護士兼プリティッシュコロニビア大学法律学教授)
20	Dow AgroSciences LLC 対 カナダ	2008年 米国	農業生産	200万加ドル	和解(和解金の支払いはなし)	N/A	N/A
21	David Bishop 対 カナダ	2008年 米国	アウトドア関連業	100万米ドル	仲裁への請求付託が行われておらず、仲裁未成立	N/A	N/A
22	Georgia Basin Holdings LLC 対 カナダ	2008年 米国	森林業	500万米ドル	仲裁への請求付託が行われておらず、仲裁未成立	N/A	N/A
23	Janet Marie Broussard Shieff, William Shieff IV, and William Shieff V 対 カナダ	2008年 米国	家具販売	約2100万加ドル	仲裁への請求付託が行われておらず、仲裁未成立	N/A	N/A
24	William Jay Greiner and Malbaie River Outfitters Inc. 対 カナダ	2008年 米国	アウトドア関連業	800万加ドル	請求取下げ	N/A	N/A
25	AbitibiBowater 対 カナダ	2009年 米国	紙製造業	5億加ドル	2010年8月24日 同意裁定 に1億3000万加ドルを支払う	<ul style="list-style-type: none"> Andreas Bucher(長)(スイス国籍) (ジュネーブ大学法律学教授) Doak Bishop(米国籍) ループ共同代表 Gavan Griffith(豪国籍)(国際商業・投資紛争仲裁者) 	N/A
26	Christopher and Nancy Lacich 対 カナダ	2009年 米国	投資信託	1204加ドル	請求取下げ	N/A	N/A

27	Detroit International Bridge Company 対 カナダ	2010年	米国	橋の建設・運営	35億米ドル	2015年4月2日	管轄判断	管轄権否定	*Yves Derains(長)(仏国籍) (元国際商業会議所国際仲裁裁判所事務局長) ·Michael Chertoff(米国籍)(元国土安全保障長官) ·Vaughan Lowe(英国籍)(オックスフォード大学名誉教授, 法廷弁護士)
28	John R. Andre 対 カナダ	2010年	米国	アウトドア関連業	約400万加ドル	仲裁への請求付託が行われておらず、仲裁未成立	N/A	N/A	*Gabrielle Kaufmann-Kohler(長)(スイス国籍)(ジュネーブ大学法律学教授) ·Charles N. Brower(米国籍)(前米国政府国際弁護士), ·Toby Landau(英国籍)(ストックホルム商業会議所仲裁裁判所ボードメンバー)
29	Mesa Power Group, LLC 対 カナダ	2011年	米国	再生可能エネルギー	約6億5700万加ドル	係属中	係属中	当事者間の和解を裁判所が同意裁定の形で記録。	*Michael Pyles(長)(豪国籍) (モナシュ大学法律学教授) ·Richard Stewart(米国籍)(二ユーヨーク大学法律学教授) ·Brigitte Stern(イスラエル大学法律学教授)(ジュネーブ大学法律学教授)
30	St. Marys VCNA, LLC 対 カナダ	2011年	米国	セメント	2億7500万米ドル	2013年3月29日	同意裁定	当事者間の和解を裁判所が同意裁定の形で記録。	*V.V. Veeder(長)(英國籍)(開業弁護士) ·Brigitte Stern(イスラエル大学法律学教授)(ジュネーブ大学法律学教授) ·David Haigh(カナダ国籍)(Burnet, Duckworth & Palmer法律事務所パートナー)
31	Lone Pine Resources Inc. 対 カナダ	2012年	米国	石油・ガス開発	1億1890万米ドル	係属中	係属中	当事者間の和解を裁判所が同意裁定の形で記録。	*V.V. Veeder(長)(英國籍)(開業弁護士) ·Brigitte Stern(イスラエル大学法律学教授)(ジュネーブ大学法律学教授) ·David Haigh(カナダ国籍)(Burnet, Duckworth & Palmer法律事務所パートナー)

32	Windstream Energy LLC 対 カナダ	2012年	米国	再生可能工 ネルギー(風 力)	4億7500万加ドル	係属中	•Veijo Heiskanen(長)(フィンラ ンド国籍)('Lalive法律事務所 パートナー) •R. Doak Bishop(米国籍)(King & Spalding国際仲裁プラクティス グループ共同経営者) •Bernardo Cremades(スペイン 国籍)(B. Cremades y Asociados共同設立者)
33	Mercer International, Inc. 対 カナダ	2012年	米国	パルプ工場 及び電力発 電所	2億3200万加ドル	係属中	•V.V. Veeder(長)(英國籍)(開 業弁護士) •Francisco Orrego Vicuña(チリ 国籍)(ハイデルベルグ大学ラテ ン・アメリカセンター法律学教 授) •Zachary Douglas(英國籍)(國 際・開発研究大学院國際法教 授)
34	Eli Lilly and Company 対 力 ナダ	2013年	米国	製薬業	5億加ドル	係属中	•Albert Jan van den Berg(長) (オランダ国籍)(ロッテルダム 大学法律学教授) •Daniel Bethlehem(英國籍) (元英國外務・英連邦省首席法 務アドバイザー) •Gary Born(米国籍) (WilmerHale法律事務所国際仲 裁・国際訴訟チエア)
35	Murphy Oil Corporation 対 カナダ	2014年	米国	石油開発	500万加ドル	仲裁付託前	
36	Mobil Investments Canada Inc. 対 カナダ	2014年	米国	石油開発	2000万加ドル	係属中	•Christopher Greenwood(長) (英國籍)(国際司法裁判所判 事) •J. William Rowley(カナダ國 籍)(元McMillan法律事務所チエ アマン) •Gavan Griffith(豪国籍)(国際 商業・投資紛争仲裁者)
37	J.M. Longyear 対 カナダ	2014年	米国	製材業	1200万加ドル	請求取下げ	N/A
38	CEN Biotech Inc. 対 カナダ	2015年	米国	医薬品	48億米ドル	仲裁付託前	

投資家対メキシコ						
1	Azrian他 対 メキシコ	1997年	米国 廃棄物処理	2000万米ドル	1999年11月1日 仲裁判断 請求棄却	<ul style="list-style-type: none"> •Jan Paulsson (長)(仏国籍) (元国際商事仲裁協議会会長) •Claus von Wobeser (メキシコ国籍) (Von Wobeser y Sierra法律事務所マネジング・パートナー) •Benjamin R. Civiletti (米国籍) (元米国司法長官, 元Venable法律事務所シニア・パートナー)
2	Metalclad 対 メキシコ	1997年	米国 有害廃棄物 処理企業	1億3000万米ドル	2000年8月30日 仲裁判断 請求一部認容 (賠償金 約1669 万米ドル(含む利子))	<ul style="list-style-type: none"> •Elihu Lauterpacht (長) (英國籍)(ケンブリッジ大学国際法名誉教授) •Benjamin R. Civiletti (米国籍) (元米国司法長官, 元Venable法律事務所シニア・パートナー) •Jose Luis Siqueiros (メキシコ国籍) (White&Case法律事務所アソシエート)
3	Waste Management 対 メキシコ (1)	1998年	米国 廃棄物管理 契約	1300万米ドル	2000年6月2日 管轄権否定 請求一部認容 (賠償金 約93万 米ドル)	<ul style="list-style-type: none"> •Bernardo M. Cremades (長) (スペイン国籍) (元B. Cremades y Asociados法律事務所創立 パートナー) •Eduardo Siqueiros T. (メキシコ国籍) (Hogan Lovells法律事務所 パートナー) •Keith Hight (米国籍) (McDermott, Will & Emery 法律事務所 パートナー)
4	Marvin Roy Feldman Karpa 対 メキシコ	1999年	米国 たばこ輸出 企業	3000万米ドル	2002年12月16日 仲裁判断 請求一部認容 (賠償金 約93万 米ドル)	<ul style="list-style-type: none"> •Konstantinos D. Kerameus (長) (ギリシャ国籍) (ICSID仲裁 人パネルメンバー) •David Gantz (米国籍) (アリゾナ大学法律学教授) •Jorge Covarrubias Bravo (メキシコ国籍) (Despacho Parás法律事務所 パートナー)

5	Waste Management 対 メキシコ (2)	2000年 米国	廢棄物管理 契約 6000万米ドル	2004年 4月30日 仲裁判断 請求棄却	James Crawford (長)(豪国籍) •Benjamin R. Civiletti (米国籍) (元米国司法長官、元Venable法律事務所シニア・パートナー) •Eduardo Magallón Gomez (メキシコ国籍) (Magallón Periche Arroyo Y Galindo Abogados法律事務所ニア・パートナー)
6	Fireman's Fund Insurance Company 対 メキシコ	2001年 米国	債務証書 5000万米ドル	2006年 7月17日 仲裁判断 請求棄却	Albert Jan van den Berg (長) (オランダ国籍) (ロッテルダム大学法律学教授) •Andreas F. Lowenfeld (米国籍) (ニューヨーク大学ロースクール法律学教授) •Francisco Carrillo Gamboa (メキシコ国籍) (開業弁護士)
7	GAMI Investments 対 メキシコ	2002年 米国	砂糖工場 3000万米ドル	2004年11月15日 仲裁判断 請求棄却	Jan Paulsson (長) (仏国籍) (元国際商事仲裁判協議会長) •W. Michael Reisman (米国籍) (エール大学法律学教授) •Julio Lacarte Muro (ワルグアイ国籍) (元WTO上級委員会議長)
8	Thunderbird 対 メキシコ	2002年 カナダ	ゲーム施設 1億4500万米ドル	2006年 1月26日 仲裁判断 請求棄却	Albert Jan van den Berg (長) (オランダ国籍) (ロッテルダム大学法律学教授) •Agustín Porta Ariosa (メキシコ国籍) (肩書き不明) •Thomas W. Waide (ドイツ国籍) (ダンディー大学工学部教授セシター所長)

9	Corn Products International 対 メキシコ	2003年 米国	ブドウ糖 液糖企業	2億5000万米ドル	2009年8月18日 仲裁判断	請求一部認容 (非公開のため 詳細不明)	•Christopher J. Greenwood (長)(英國籍)(國際司法裁判 所判事) •Andreas F. Lowenfeld(米國 籍) (ニューヨーク大学ロースクール 法律学教授) •Jesus Alfonso Serrano de la Vega(メキシコ国籍)(Bufete Serrano de la Vega法律事務所 設立パートナー)
10	Archer Daniels Midland Co. 対 メキシコ	2004年 米国	ソフトドリンク 用甘味料製 造企業	1億米ドル	2007年11月21日 仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約3351 万米ドル及び利 子)	•Bernardo M. Cremades(長) (スペイン国籍)(法律事務所 パートナー) •Arthur W. Rovine(米國籍) (ウォーダム大学法律学教授) •Eduardo Siqueiros T.(メキシコ 国籍)(Hogan Lovells法律事務 所パートナー)
11	Bayview 他 対 メキシコ	2004年 米国	農企業	約2億7000万～5 億5000万米ドル及 び利子	2007年 6月19日 管轄判断	管轄権否定	•Vaughan Lowe(長)(英國籍) (オックスフォード大学名誉教 授、法廷弁護士) •Ignacio Gomez-Palacio(メキシ コ国籍)(開業弁護士) •Edwin Meese III(米國籍)(元司 法長官)
12	Cargill Inc. 対 メキシコ	2004年 米国	ソフトドリンク 用甘味料製 造企業	1億2380万米ドル	2009年9月18日 仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約7733 万米ドル及び利 子)	•Michael C. Phyles(長)(豪國 籍)(開業弁護士) •David D. Carton(米國籍)(キン グズカレッジ法律学教授) •Donald M. McRae(オタワ大学法律学教授) (NZ 国籍)

13	KBR, Inc. 対 メキシコ	2013年	米国	天然ガス	4億米ドル	2015年4月30日	仲裁判断	投資家敗訴(非公開のため詳細不明)	*Andres Rigo Sureda (長) (スペイン国籍) (元世界銀行副総裁代理) *Gabrielle Kaufmann-Kohler (イス国籍) (ジュネーブ大学法医学教授) *Gerardo Lozano Alarcon (メキシコ国籍) (英國系法律事務所パートナー)
14	Lion Mexico Consolidated LP 対 メキシコ	2015年	米国	不動産	2億米ドル		仲裁付託前		

ISDS 投資家勝訴事例 (TPP協定署名国が被申立国となつた事例: NAFTAの事例は除く)

平成28年3月
外務省

[出典]UNCTADホームページ(<http://investmentpolicyhub.unctad.org/ISDS/FilterByCountry>)

事件名	紛争解決手続の開始	投資家の国籍	投資の種類(投資家の業種)	賠償請求額	進行状況	仲裁判断	仲裁人(国籍)
1 MTD Equity Sdn. Bhd. and MTD Chile S.A. 対 チリ・マレーシア投資協定(チリ・マレーシア投資協定)	2001年	マレーシア	建設	約2000万米ドル	2004年5月25日	仲裁判断	Andrés Rigo Sureda(長)(スペイン国籍) Marc Lalonde(カナダ国籍) Rodrigo Oreamuno(コスタリカ国籍)
2 Víctor Peñ Casado and President Allende Foundation 対 チリ・スペイン投資協定(チリ・スペイン投資協定)	1998年	スペイン	新聞発行	約5億1500万米ドル	2008年5月8日	仲裁判断	Pierre Lalive(長)(イスラエル国籍) Mohammed Chemlou(アルジェリア国籍) Emmanuel Gaillard(フランス国籍)
3 Abengoa, S.A. y COFIDES, S.A. 対 メキシコ投資協定(メキシコ・スペイン投資協定)	2009年	スペイン	廃棄物処理	約7000万米ドル (約8億6440万メキシコペソ)	2013年4月18日	仲裁判断	Alexis Mourre(長)(フランス国籍) Juan Fernández-Armesto(スペイン国籍) Eduardo Siqueiros Twomey(メキシコ国籍)
4 Gemplus, S.A., SLP, S.A., and Gemplus Industrial S.A. de C.V. 対 メキシコ投資協定(フランス・メキシコ投資協定)	2004年	フランス	自動車登録手続	約3700万米ドル (約3億4000万メキシコペソ)	2010年6月16日	仲裁判断	V.V. Veeder(長)(英國籍) L. Yves Fortier(カナダ国籍) Eduardo Magallón Gómez(メキシコ国籍)

5	Talsud, S.A. 対 メキシコ (メキシコ・アルゼンチン投資 協定)	2004年 アルゼンチン	自動車登録 手続	約3700万米ドル	2010年6月16日 仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約640 万米ドル)	V.V. Veeder(長)(英国籍) L. Yves Fortier(カナダ国籍) Eduardo Magallón Gómez(メキ シコ国籍)
6	Técnicas Medioambientales Tecmed 対 メキシコ (メキシコ・スペイン投資協 定)	2000年 スペイン	廃棄物処理	約5200万米ドル	2003年5月29日 仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約550 万米ドル)	Horacio A. Grigera Naón(長) (アルゼンチン国籍) José Carlos Fernández Rozas (スペイン国籍) Carlos Bernal Verea(メキシコ國 籍)
7	Tza Yap Shum 対 ペルー (ペルー・中国投資協定)	2007年 中国	商社	約2580万米ドル	2011年7月7日 仲裁判断	請求一部認容 (賠償金:約78万 米ドル)	Judd L. Kessler(長)(米国籍) Hernando Otero(コロンビア國 籍) Juan Fernández-Arnesto(スペ イン国籍)